

第六節 農 林 業

嘉永二酉年二月

1 〔富士山入会山の六カ村規定書〕

嘉永二年（一八四九）

〔解説〕 富士山入会山の御用材・売木を問わず、近年山師・
杣などの入山者が入会山規定を無視した行動が多いので、六カ
村の代表らが寄り集まり、他所からの山師・杣・木挽などの入
山者の小屋掛けなどの心得を規定したものである。この文書と
同文で「規定一札之事」とした嘉永三年発行のものが鳴沢村役
場に所蔵されている。

規定書之事

一富士山入会山之儀者、往古より取極居候所、近来猥之
事等も有之ニ付、更今般六ヶ村相寄取定候ハ、山内御
用材者勿論、売木たりと云ふ共、他より山師・杣・木挽
等為入込、小屋杯相懸ヶ商売致度節者、入会村々相談
之上可致候筈、尤入会村々之内杣・木挽小屋掛商売致
儀勝手次第、右六ヶ村相寄規定取定候上互ニ心得違無
之様可致候、依之規定取極置申候、仍而如件

成沢村

名主 弥市右衛門 印

大田和村

与頭 次五右衛門

大嵐村

名主 源五兵衛 印

勝山村

名主 惣兵衛 印

小立村

名主 仁右衛門

同断 利八 印

船津村

名主 与五右衛門

同断 徳兵衛

浅川村

名主 次郎右衛門 印

（鳴沢村役場蔵）

2 「入会山議定書遵守の誓約書」 嘉永三年（一八五〇）

〔解説〕 浅川村の治郎右衛門は、他国職人を使い入会山で商売していたが、それが組合に認められず何かと差し纏^もれた。この事件で小湖村の勇右衛門が仲介役となり、入山期日・材木の樹種・費用などを決め内済となった。以後、組合の議定書の内容を遵守しようと、六カ村組合役人へ誓約したものである。

差上申一札之事

富士山麓入会場之所江他国^ノ職人入商売いたし候処、御差当有之、彼是差纏候処、事済ニ相成候上ニ而、猶亦小湖村勇右衛門殿相頼御無心申入、後山之儀当八月^ノ十二月迄五ヶ月之内職人三人差入候為代金与^テ壹両貳分差出、尤木品之義^者とふひ・志らびニ限商売仕候趣ニ而、御聞濟被下候趣、難有奉存候、然ル上者以来右様之義無之筈、兼而議定書之通り御取斗イ被下置奉存候、依之一札差出し置申候処、仍而如件

嘉永三庚戌八月

浅川村

当人治郎右衛門^印

小湖村

立入人勇右衛門^印

六ヶ村
御役人衆中

（鳴沢村役場蔵）

3 「桶檢・志らべ売買証文と伐木の念書」 （二点）

嘉永六年（一八五三）

〔解説〕 （1）の史料は、成沢村ほか五カ村の者が、入会山である「かなくそ沢」の桶檢・志らべを、金二十両で浅川村の山師次郎右衛門に売り渡した証文である。（2）の史料は、（1）の関連史料で、山師からのものであり、定められた場所以外の樹木の伐採はしないという六カ村組合あてへの念書である。

（1） 売渡申証文之事

一金貳拾両者 但シ通用金也

右者成沢・大嵐・勝山・小立・船津・浅河六ヶ村入会場富士山麓字かなくそ沢と申処ニ而、小屋場^ノ三拾町宛、桶檢・志らべ斗り、右金子ニ而貴殿無心ニ付、貳ヶ年賦に売渡申処実正明白也、年季明候節者、此書付御返シ可被下候、以上

嘉永六年

丑四月

成沢

名主富右衛門[㊤]

大嵐

名主弥助[㊤]

勝山

名主武兵衛[㊤]

小立

名主勇右衛門[㊤]

船津

名主嘉右衛門[㊤]

浅河

組頭栄介[㊤]

浅河村

山師

次郎右エ門殿

(鳴沢村役場蔵)

(2) 差出申一札之事

一此度成沢・大嵐・勝山・小立・舟津・浅川六ヶ村一

同入会、富士山麓字うず山南方^ト、かなくそ沢申処ニ

而、小屋場^カ三拾町宛御無心申上、右場所^カ外者一切伐

申間敷候、若此内より相出候ハ、何様之御過怠^被申掛候

而も、一言之申訳無御座候、為後日手形一札差出申候、

如件

嘉永六年

丑五月

浅川村

次郎右エ門[㊤]

同村

世話人

役人覚

平[㊤]

成沢村

大嵐村

勝山村

小立村

舟津村

浅川村

右村御役人中様

(鳴沢村役場蔵)

六ヶ村一同連印ニ而一札差出申処、如件

安政三年

辰四月日

4 「入会山材木の売り渡し証文」 安政三年(一八五六)

〔解説〕 富士山麓の六ヶ村組合入会山のうち、字大平山・み

久保沢・西淵・幸助ぼりから西へ六十町四方の、志らび・とう

ひ・まんぼ・あいさ・柳皮・かわぐるみ皮・そのほか小屋道具

・薪などを、代金四十両、四ヶ年季で浅川村の善左衛門・平助

へ売り渡した証文である。

売渡申証文之事

富士山裾野六ヶ村入会場之内、字大平山并み久保沢・西

淵又幸助ぼりも西江六拾町四方、右四ヶ所ニ而木品之

義者、志らび・とうひ・まんぼ・あいさ・柳皮又かわく

るみ皮外ニ小屋道具并薪共、代金四拾両ニ而四ヶ年季ニ相

定メ申候得共、若又切残り有之候ハ、、及御無心候ハ、、

今老年者伐採せ候筈ニ売渡申所実正ニ御座候、且境筋ハ

外江切出シ申間敷、代金之義者、金貳拾両ハ只今儘ニ請取

申候、残金之儀者、来ル午年三月者急度御勘定可被成候、

浅川村

善左衛門殿

平 助殿

船津村

名主代兼

百姓代利

八印

小立村

名主利右衛門印

同断作 兵衛印

大嵐村

名主源

助印

浅川村

名主六左衛門印

成沢村

名主甚之丞印

(鳴沢村役場蔵)

5 「**すず竹採取販売の議定書**」 文久二年（一八六二）

〔解説〕 ギャル・竹箆などを編む材料は、富士北麓入会山一帯で採取することができ、この地方の特産となっていた。また農民はすず竹を採取販売して家計の一助としてきた。この文書はすず竹採取、販売についての議定書である。

取替議定一札之事

一 今般相改メ六ヶ村入会場之内すゝ之義者、村々往古より取来り候義相違無御座候、尤入会場夫々売物ニ相成候時節柄ニ候得者、又々取定メ、すゝ之儀ハ一切売物ニ致間敷候、仍之五ヶ村一同連印仕候、為後日議定一札仍而如件

文久二年

戌十二月十日

成沢村

名主源次右衛門兼

大田和組

組頭

孫右衛門印

大嵐村

名主 源 助印

勝山村

名主源三衛門兼

与惣兵衛印

小立村

名主 源 兵 衛印

浅川村

名主 角 平印

（成沢村役場蔵）

6 「**入会山入用出金議定書**」 慶応三年（一八六七）

〔解説〕 入会山の入用金について、各村々は、毎月朔日を目限として入用金の納入を取りきめ、これに違犯した村の入会山への入山は許可しないことを決定した。

議定書之事

一 右者富士山一件之儀ニ付、五ヶ村相談之上先手続を以今般御惣代ニ相頼み申候、然上者出金入用之儀、毎月

朔日ニ者無滞出金仕、差支無之様可仕候、万一日限之
通りニ出金無之村方ハ入会之場所江立寄申間敷候様、
議定取極候、依之右五ヶ村役人加判仕、対談無違法取
定置申処、仍而如件

慶応三年

卯四月日

船津村役人

成沢村役人

大嵐村役人

勝山村役人

小立村役人

小立村 三郎殿

勝山源村 三郎殿

(鳴沢村役場蔵)

7 〔御巢鷹山・すゝ山の不法入山者探索報告〕 年不詳
〔解説〕 富士山内の留山である御巢鷹山・すゝ山に不法入山
者がいて、立木を伐り荒した。持ち山である成沢村役人等が探
索したが、犯人の手掛りは全くないと役所へ報告した資料であ
る。年不詳であるが名あての代官名から慶応元年（一八六五）
のものと思われる。

乍恐以書付御届奉申上候

(申)次カ

成沢村役人惣代名主菊之進奉申上候、当村并大嵐村外四ヶ
村入会場之内富士すゝ山・御巢鷹場拾丁四方入会差留之
処、何者之所業ニ候哉、右場所ニ有之候立木伐取、尤最早
両三年前之伐株モ有之、当村ノ者行程式里余相隔居候
間、追々穿鑿仕候得共、何分手掛相分不申候、依之此段
以書付御届上候、以上

成沢村

役人惣代

名主 菊之進

(慶応元年)カ
丑八月十一日

増田安兵衛

石和

御役所

(鳴沢村役場蔵)